算式の符号

A　平成30年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Aに同じ。

B　平成30年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Bに同じ。

C　平成30年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Cに同じ。

D　平成29年度減収補塡債のうち道府県民税の利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

E　平成30年改正前の省令附則第13条の2第1号の規定により算定した額

三　平成三十年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　平成三十年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　前年度における平成三十年改正前の省令附則第十四条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F）×0.75＋G

算式の符号

［略］

G　平成29年度減収補塡債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成三十年改正前の省令附則第十四条第一号の額

三　平成三十年改正前の省令附則第十四条第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成三十年改正前の省令附則第十四条第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

算式の符号

A　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Aに同じ。

B　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Bに同じ。

C　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Cに同じ。

D　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Dに同じ。

E　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Eに同じ。

F　平成29年改正前の省令第18条第5項第1号算式の符号Fに同じ。

G　平成28年度減収補塡債のうち道府県民税利子割に係るものの額の100分の75に相当する額

H　平成29年改正前の省令附則第13条の2第1号の規定により算定した額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十三条の二第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十三条の二第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号の規定により控除された額

（法人事業税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条　平成二十九年度に限り、法人事業税の基準税額は、第十九条第三項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　前年度における平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F）×0.75＋G

算式の符号

［同左］

G　平成28年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人事業税に係るものの額の100分の75に相当する額

㈡　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額